

仙北市庁舎整備基本構想



平成29年4月

秋田県 仙北市

目 次

第1章	基本構想の目的	(1)
第2章	庁舎の現状	(1)
1	庁舎の現状	(1)
第3章	庁舎（組織）再編について	(2)
1	角館庁舎の建て替えと組織再編の必要性	(2)
2	組織再編の概要	(3)
3	窓口事務の対応について	(4)
第4章	庁舎整備計画	(5)
1	(新) 角館庁舎	(5)
2	田沢湖庁舎	(8)
3	西木庁舎・西木公民館	(8)
4	現角館庁舎	(8)
5	中町庁舎	(8)
第5章	事業費と財源計画	(9)
1	庁舎整備の概算事業費	(9)
2	活用財源	(9)
3	市の実質負担額	(10)
第6章	整備スケジュール	(11)

第1章 基本構想の目的

庁舎整備については、平成27年6月「仙北市庁舎整備基本構想」で示した統合庁舎建設を断念せざるを得ないことから、再度、現在の分庁舎体制の在り方を見直し、人口減少を見据えた庁舎再編を行う必要があります。その際、市民サービスの維持・向上に主眼を置くことはもとより、将来における庁舎整備費の負担を少しでも軽減することを念頭に、現在の組織体制の見直しも含めて包括的に対応しなければなりません。

この「仙北市庁舎整備基本構想」は市民サービスの維持・向上や将来の庁舎維持の費用低減を目的に、現時点で考え得る最適な庁舎の在り方やそれに伴う庁舎整備に関する基本的な考えを示すものです。

第2章 庁舎の現状

1. 庁舎の現状

3庁舎の中で最も古い現在の角館庁舎は、築後55年を経過しており、最も新しい西木庁舎でも築41年となっています。特に角館庁舎は外壁が2度に渡って剥離落下したことからみても、施設の安全性が損なわれている状況です。このような中、平成25年8月に庁舎施設の耐震性について調査したところ、西木庁舎以外の庁舎のIS値については、市が安全性の目安として設定した0.7を下回り、耐震補強が必要であるとの判定結果となりました。このことから今後も分庁舎として安全に活用していくためには、耐震補強工事の対策を行わなければなりません。角館庁舎については仮に補強工事を行った場合、建物内部にコンクリート耐震壁を数カ所増設しなければならず、庁舎機能が著しく低下し、市民の利便性が大きく損なわれることから、解体することが適切であると判断しました。

■ 庁舎及び隣接施設等の状況

区分		建築年	構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
田沢湖地区	田沢湖庁舎	昭和47年	RC造	3階	2,615	25,037
	田沢湖第2庁舎	昭和54年	S造	1階	1,111	
	田沢湖総合開発センター	昭和49年	RC造	2階	1,451	
	田沢湖保健センター	昭和58年	RC造	3階	525	
角館地区	角館庁舎	昭和36年	RC造	2階	1,244	3,331
	角館西側庁舎	昭和45年	RC造	3階	1,014	
	中町庁舎	昭和46年	RC造	2階	332	729
西木地区	西木庁舎	昭和50年	RC造	2階	1,561	12,477
	西木第2庁舎	昭和50年	S造	1階	528	
	西木総合開発センター	昭和50年	RC造	2階	905	

■耐震診断調査の結果

(1) 角館庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS値)		判定 (判定指数0.7)
	X方向	Y方向	
角館庁舎	1階 0.454	1階 0.302	補強を要する
	2階 0.629	2階 0.724	
西側庁舎	1階 0.506	1階 1.693	補強を要する
	2階 0.602	2階 2.383	
	3階 0.731	3階 3.440	
渡り廊下	1階 0.420	1階 0.120	改善を要する
	2階 0.670	2階 0.060	
中町庁舎	1階 0.805	1階 0.527	補強を要する
	2階 1.009	2階 0.811	

(2) 田沢湖庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS値)		判定 (判定指数0.7)
	X方向	Y方向	
田沢湖庁舎	1階 0.59	1階 1.08	補強を要する
	2階 0.43	2階 1.28	
	3階 0.61	3階 0.91	
	塔屋 0.67	塔屋 1.02	
田沢湖総合開発センター	1階(1) 0.506	1階(1) 1.693	補強を要する 1階(1)=開発センター棟 1階(2)=大集会室棟
	2階(2) 0.602	2階(2) 2.383	
	2階(1) 0.731	2階(1) 3.440	

(3) 西木庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS値)		判定 (判定指数0.7)
	X方向	Y方向	
西木庁舎 ・西木総合開発センター	1階 0.716	1階 1.232	耐震性がある
	2階 0.792	2階 1.640	

※ I s 値 (構造耐震指標) : 建物の耐震性能を表す指標です。地震力に対する建物の強度、靱性 (変形能力、粘り強さ) が大きいほど、数値も大きくなります。

第3章 庁舎 (組織) 再編について

1. 角館庁舎建て替えと組織再編の必要性

前述のとおり、現在の角館庁舎は老朽化が著しく、一刻も早い建て替えが必要です。その建て替えの財源には、市の財政負担を最小限に抑えるため、財政的に有利な合併特例債を充てる予定ですが、この合併特例債を活用するためには、合併による効率化や合理化が見込める整備計画が求められています。

現在の分庁舎方式では行政機能が各庁舎に分散しているため、用件が複数の部署に渡る場合は、一つの庁舎で完結することができないといった市民サービス上の課題があります。また、今後も人口減少に見合った組織再編が進むことにより、現在の分庁舎方式を維持するための人事配置そのものが困難になると懸念されます。

これらの課題を少しでも解消し、市民サービスの向上を図るためにも、新たに角館庁舎を建設する際は可能な限り部署を集約することが必要と考えます。

2. 組織再編の概要

組織再編については、下表のとおり角館庁舎の建て替えを再編の軸とし、新角館庁舎には市長部局の事業部門を集約します。現在の田沢湖庁舎にある市長を含む総務部門は現状のままとし、西木庁舎については教育委員会と中央公民館等を配置します。

平成29年4月1日現在

角館庁舎	
総務部	角館地域センター
市民福祉部	市民生活課
教育委員会	教育総務課
	北浦教育文化研究所
	生涯学習課
	スポーツ振興課
	文化財課

中町庁舎	
観光商工部	観光課
	商工課
	国際交流推進室

健康管理センター	
市民福祉部	保健課

西木庁舎	
総務部	西木地域センター
市民福祉部	社会福祉課
	子育て推進課
	長寿支援課
	包括支援センター
建設部	建設課
	上下水道課
農林部	農山村活性化課
	総合産業研究所
観光商工部	農山村体験デザイン室
農業委員会事務局	

西木公民館	
西木公民館	

田沢湖庁舎	
総務部	田沢湖地域センター
	総務課
	企画政策課
	地方創生・総合戦略室
	財政課
	税務課
	総合防災課
	会計課
	契約検査室
	議会事務局
監査委員事務局	
選挙管理委員会	

組織再編



(新)角館庁舎完成時

(新)角館庁舎	
総務部	角館地域センター
市民福祉部	市民生活課
	社会福祉課
	子育て推進課
	長寿支援課
	包括支援センター
	保健課
建設部	建設課
	上下水道課
農林部	農山村活性化課
	総合産業研究所
	農山村体験デザイン室
観光商工部	観光課
	商工課
	国際交流推進室
農業委員会事務局	

西木庁舎	
総務部	西木地域センター
教育委員会	教育総務課
	北浦教育文化研究所
	生涯学習課
	スポーツ振興課
	文化財課
中央公民館	

田沢湖庁舎	
総務部	田沢湖地域センター
	総務課
	企画政策課
	地方創生・総合戦略室
	財政課
	税務課
	総合防災課
	会計課
契約検査室	
議会事務局	
監査委員事務局	
選挙管理委員会	

3. 窓口事務の対応について

現在、多くの行政サービスが各庁舎や出張所で対応可能ですが、中には下表のとおり本課での対応を要する行政サービスもあります。農業分野ではJ A窓口での対応をお願いしているものもありますが、農地の賃貸借や水田管理など事務調整が多岐に亘るものは西木庁舎での対応が主となっています。また、建設分野では職員が現地に出向き対応するケースが多くなっていますが、道路や河川の使用や占用許可に関する事などは、本課に出向いていただいている状況です。

組織再編（案）では、教育委員会が角館庁舎から西木庁舎へ、農業・建設部門が西木庁舎から角館庁舎に変わるためアクセス面などに変化が生じます。

その対応策として、今回の庁舎整備を機にすべての市民が最寄りの各庁舎（田沢湖、角館及び西木）で等しい行政サービスを受けることができる体制づくりに取り組みます。具体的には、現在において本課対応を要する行政サービスのうち、家庭状況の聞き取りなど取扱いに細心の注意を要するものや、システム上やむを得ないものを除き、本課同様の対応が可能となるよう各地域センターの体制を強化します。また、市民（利用者）の声を常に反映させる仕組みを整え、市民が要望するサービス体制を把握して利便性の向上に努めます。

■現在の庁舎体制において本課（機関等）対応を要する行政サービス

分野	業務の内容	対応頻度（年間）	担当課（機関）	対応庁舎
生活福祉	一般旅行券交付に関する事	150～200件	市民生活課	角館庁舎
	国保一部負担金減免申請に関する事	3件		
	国保高額療養資金貸付に関する事	30～40件		
教育	指定校変更に関する事	30件	教育委員会	角館庁舎
	就学・奨学援助、高校入学準備金に関する事	70～80件		
農業	経営移譲、賃貸借及び農業者年金に関する事	700～800件	農業委員会	西木庁舎
	農地中間管理機構に関する事	100件	農山村活性化課	
	水田台帳の整備に関する事	2,100件		
	法人化移行、認定農業者に関する事	10件		
	新規就農給付青年給付金等に関する事	10件		
	農業振興地域の除外などに関する事	20件		
	県営ほ場整備事業等に関する事	随時		
	多面的機能支払いに関する事	240件		
農地災害の復旧に関する事	随時	建設課		
道路、河川等の使用及び占用許可に関する事	350～400件			
建設	土木災害の復旧に関する事	随時		

第4章 庁舎整備計画

1. (新) 角館庁舎

(1) 角館庁舎に配置する職員数

新角館庁舎完成時の職員数（配置対象となる各部課の職員構成等）は、平成32年4月1日時点における職員数として、仙北市第3次定員適正化計画（平成27年3月策定）に基づいて算出します。

庁舎区分	平成27年 4月1日現在	平成31年 計画
田沢湖庁舎勤務	88	74
西木庁舎勤務	95	29
角館庁舎勤務	57	134
中町庁舎勤務	18	
他施設等勤務	176	133
正職員合計	434	370

その結果、角館庁舎勤務職員数は、正職員の134人と想定します。

(2) 角館庁舎の規模

① 庁舎の床面積 3,660 m² [収容予定職員数 134人を基準]

角館庁舎の床面積は、総務省旧地方債同意等基準で定めた標準面積を参考に算定します。地方債算定基準で定める標準面積は、職員数や議員数等から求められますが、防災機能（防災倉庫等）や市民ホール（待ち合わせスペース）等は含まない行政事務スペースを想定したものです。したがって、それら諸室を含む実際に必要な面積の積み上げ等により角館庁舎の必要面積を算定します。

■ 総務省旧地方債同意等基準面積

用途	算定方法			基準面積 (m ²)	床面積 (m ²)
	役職	換算率	職員数		
ア) 事務室	特別職	12.0	0	4.5	0
	部長、次長、課長級	2.5	41		461
	課長補佐、係長級	1.8	61		494
	一般職	1.0	32		144
	①小計		134		1,099
イ) 倉庫	ア) 事務室面積×13%			—	142
ウ) 会議室、トイレ、諸室	①小計の職員数×基準面積			7.0	938
エ) 共用部分（玄関、廊下、階段等）	ア) + イ) + ウ) ×40%			—	871
オ) 議場等の議会施設	議員定数19人×基準面積			35.0	—
②小計イ) + ウ) + エ) + オ)				—	1,951
③合計 (①+②)					3,050
カ) 付加機能施設④	③×20%			—	610
合計	庁舎延床面積				3,660

※本基準は行政事務に必要な必要最小限の床面積を算定する方法

キ) 車庫	(20 m ² × 30台) + (事務所スペース 100 m ²)	700
-------	---	-----

※役職別の割合は「人事行政の運営等の状況について(H27.12.1)」の構成比による推計とする。

役職	割合(%)
部長、次長、課長級	31.2
課長補佐、係長級	46.1
一般職	22.7
計	100.0

②公用車車庫 700 m² (30 台)

(新) 角館庁舎に配置予定部署で保有している車両台数は現在 55 台です。公用車を使用する職員が減少することに併せて、公用車の効率的な利用方法を採用することによって、公用車台数を 30 台に削減することとします。タイヤ置場等のスペースを考慮し、1 台あたりの必要面積を 20 m² として積算した 600 m² と事務所スペース 100 m² を合わせた 700 m² を車庫の延床面積とします。

③来客者駐車場 2,000 m² (80 台)

組織再編の対象となる現在の角館庁舎と西木庁舎の来客者駐車場は、角館庁舎 15 区画、西木庁舎 30 区画の計 45 区画です。現状の駐車場区画数やこれまでの利用状況に加え、角館庁舎の来客者駐車場の区画数が不足がちであることや、角館交流センター等への来客数を考慮すると、およそ 80 区画は必要であると考えます。したがって、1 台あたりの必要面積を 25 m² として算定し、来客者駐車場の面積は 2,000 m² を基準とします。

④職員駐車場 3,350 m² (134 台)

収容予定職員の駐車台数 134 区画を見込みます。これにより、1 台あたりの必要面積を 25 m² として算定し、職員駐車場の面積は 3,350 m² を基準とします。

⑤堆雪帯 600 m²

駐車場等除雪を要する面積を 6,000 m² と想定し、この 10 パーセントの 600 m² を堆雪帯として見込みます。

⑥その他付帯敷地 3,000 m²

その他の付帯敷地として必要な車両ロータリー、緑地帯、敷地内通路等、3,000 m² を見込みます。

(3) 角館庁舎の敷地面積 12,000 m²

区分	摘要	面積
庁舎建築面積	2階建 延べ床面積 (3,660m ²) の 1/2	1,830 m ²
車庫建築面積	公用車 (30台) 及び事務所スペース	700 m ²
駐車場面積	来客者 (80台)、職員駐車場 (134台)	5,350 m ²
堆雪帯面積	除雪を要する面積6,000m ² の10%	600 m ²
その他付帯敷地面積	車両ロータリー、緑地帯、敷地内通路等	3,000 m ²
合計		11,480 m ²

※上記の必要面積となる庁舎建築面積、車庫建築面積、駐車場面積、堆雪帯面積、その他付帯敷地面積を合計すると 11,480 m² となります。

したがって、角館庁舎の必要敷地面積は、概ね 12,000 m² となります。

(4) 角館庁舎の位置

〔角館交流センター周辺敷地（田町山）〕

角館庁舎位置の検討にあたっては、市民の利便性に配慮することや、事業費を極力抑制することが最も優先すべきことと考えます。

その中で、合併特例債の期限を考慮すると、新たな用地の取得や造成工事を行う時間的な猶予が無い段階であり、市が所有する土地を活用することが最適と考え、検討を重ねました。その結果、現在の角館交流センター周辺の市有地に建設することが最良であると判断したところです。

右図のとおり選定地は新たな敷地造成を要することなく、市道を挟んで健康管理センターに隣接した土地約 7,000 m²と角館保育園に隣接した土地約 5,000 m²の併せて約 12,000 m²の庁舎建設に必要な敷地面積を有しており、すべて市有地であることから、用地取得の手続きも不要であり、財政的にも有利な場所と言えます。

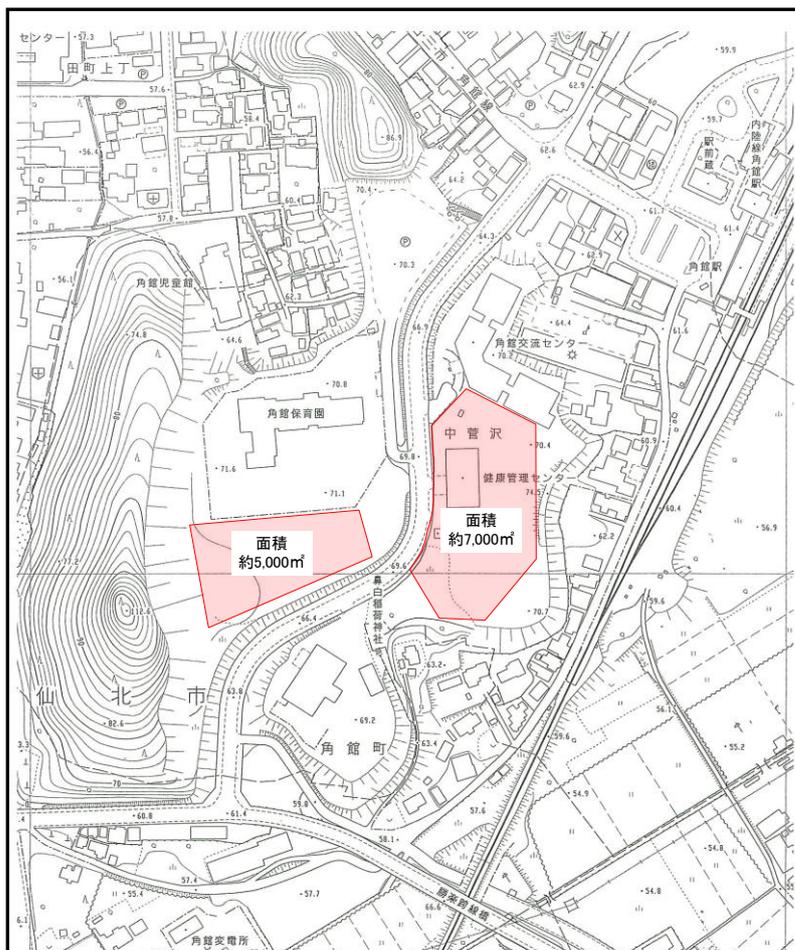
また、新角館総合病院、仙北警察署、角館消防署にも近いことから、有事における連携も取りやすい環境にあるほか、高台に位置しているため洪水の被害を受ける心配がなく、地盤についてもすでに建物が建っており、その建設の際に調査が行われていることから、一定の強度があると考えられます。

また、周辺には角館交流センターや角館保育園があり、公共エリアとして認識されていることや、以前の庁舎アンケートで最も重要視された交通アクセスについても、国道 105 号から市道小館菅沢線を通り、敷地に接する市道田町山公園線までのルートに加え、都市計画道路岩瀬北野線の整備により、そのアクセスルートが増え、更に利便性が高まります。

このほか、秋田新幹線の停車駅である JR 角館駅、秋田内陸縦貫鉄道角館駅からは、徒歩でも来庁可能な位置であり、市内外から公共交通機関を利用しての来庁が容易です。

しかし、比較的高台に位置する為、水害等の防災上のメリットの反面、徒歩や自転車での来庁に際してはデメリットがあります。ただ、この課題に対しては、庁舎敷地内に公共交通用のロータリーを設置して利便性を向上させるとともに、来庁者の状況に応じて更なる対策を検討します。

また、現在の計画では健康管理センター側に庁舎及び来庁者駐車場、角館保育園側に職員駐車場を配置する予定ですが、職員駐車場に関しては、駐車場への出入口を現在の保育園駐車場及び田町山駐車場の出入口と明確に分離し、利用者の安全確保に努めます。



2. 田沢湖庁舎

田沢湖庁舎については、これまでと同様に総務部門を配置しますが、耐震診断調査結果のとおり耐震補強工事の必要があります。また、田沢湖総合開発センターについても田沢湖地区の公民館施設として活用しますが、田沢湖庁舎と同じく耐震補強工事が必要となります。

3. 西木庁舎・西木公民館

西木庁舎については、耐震補強の必要はありませんが、教育委員会の配置のほか、中央公民館や子ども広場（仮称）を設置し、地域活動の拠点として、また、子どもたちが室内で遊べるスペースや子育てに関する情報交換の場所としての活用を計画しています。そのために、今後は内部居室（壁や間仕切り等）改修や屋上シート防水、暖房設備の更新等を行います。

また、現在の西木公民館については、改修された西木庁舎に中央公民館として集約されるため解体を予定しています。

4. 現角館庁舎

現在の角館庁舎は、前述（第2章）の理由により解体を計画しています。

また、庁舎解体後の「火除けの復元」については、角館の歴史的背景や観光面、機能等を多面的に考慮の上、文化財関係団体等のご意見を伺いながら進めていきます。

5. 中町庁舎

中町庁舎は、角館庁舎と同様に老朽化が著しく、継続して使用するためには耐震補強工事が必要であることから、解体の方向で検討を進めています。

第5章 事業費と財源計画

1. 庁舎整備の概算事業費

ここでは、最近建設された庁舎の建設費や一定の指標等を参考にして概算事業費を試算します。この概算事業費を一つの目安にしながら、「基本設計」、「実施設計」段階でより具体的に事業費を積算、精査していくものです。

■概算事業費

庁舎名等	工事種別	概算事業費	摘要
(新) 角館庁舎	新築	18億1,030万円	設計費、設計・工事監理費、備品等含む
(現) 角館庁舎	解体	5,160万円	設計費、設計管理費含む
田沢湖庁舎 田沢湖総合開発センター	耐震補強	1億4,610万円	設計費、設計・工事監理費等含む
中町庁舎	解体	900万円	設計費、設計管理費含む
西木庁舎	改修	1億760万円	内部居室改修、屋上シート防水、暖房設備更新等
西木第二庁舎	解体	1,220万円	設計費、設計管理費含む
西木公民館	解体	1,500万円	設計費、設計管理費含む
合計		21億5,180万円	起債対象事業費：19億3,370万円 起債対象外事業費：1億6,940万円 国庫補助金：4,870万円

(平成28年4月1日時点での消費税8%を含む概算金額)

※国庫補助金は田沢湖庁舎・田沢湖総合開発センターの耐震化に充てられる国の交付金です。

2. 活用財源

庁舎整備には多額の事業費を要するため、多くの部分を市債発行（合併特例債・過疎債）による借入金で賄うのが一般的です。

本市においても起債による借入が不可欠であることから、過疎債や合併市町村に対して認められる有利な起債である合併特例債を活用し、できるだけ市の財政負担の軽減を図ります。

合併特例債は、合併市町村がまちづくりを推進するため、市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く15カ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債（借入金）です。

合併特例債によらない通常の地方債借入では、借入できるのは対象事業費の75%までで、元利償還金（返済額）は全額市の負担です。

これに対し、合併特例債は、対象事業費の95%まで借入が可能で、元利償還金（返済額）の70%が地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることから、市の実質的負担額が30%で済むという、合併市町村にのみ認められた非常に有利な財源です。

3. 市の実質負担額

庁舎整備事業の主な財源として、国庫補助金のほか合併特例債や過疎債といった財政的に有利な市債を充てますが、最終的に市債の償還利子も含めた市の実質的な負担額を試算すると下図のとおりとなります。（※各金額は百万円単位で試算しております。）

○総事業費 21億5,000万円 … ①

国庫 ②	過疎債 ③	合併特例債 ③	一般財源 ④
4,800万円	5,100万円	17億8,200万円	2億7,000万円

○市債及び交付税算入額

	元金 ③	利子 ⑤	交付税算入額 ⑥ (元利償還額の70%) $(③+⑤) \times 70\%$	市債に係る 実質負担額 ⑦ $③+⑤-⑥$
過疎債	5,100万円	400万円	3,800万円	1,700万円
合併特例債	17億8,200万円	1億6,300万円	13億6,200万円	5億8,300万円

※利率は1.0%で試算

○市実質負担額

総事業費 ① 21億5,100万円		利子 ⑤ 1億6,700万円
国庫 ② 4,800万円	交付税算入額 ⑥ 14億円	市実質負担額 (④+⑦) 8億7,000万円

第6章 整備スケジュール

	29年度												30年度												31年度												32年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
地盤調査	■	■	■	■																																													
敷地測量	■	■	■	■																																													
設計プロポーザル発注準備	■	■	■	■	■																																												
庁舎建設基本設計				■	■	■	■	■	■																																								
庁舎建設実施設計							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																									
庁舎建設工事																																																	
外構工事																																																	
移転作業																																																	
田沢湖庁舎・開発センター耐震補強工事																																																	
西木庁舎改修工事																																																	
角館・中町庁舎解体工事																																																	
西木第二庁舎・西木公民館解体工事																																																	